

○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（平成元年郵政省告示第四十二号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分が変更箇所)

改正案	現行																		
<p>一 テレメーター用、テレコントロール(電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。)用</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの</p> <table border="1" data-bbox="282 826 1072 1114"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>空中線電力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数であつて、九一六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの</td> <td>〇・〇〇一ワット以下</td> <td>単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(二)～(五) (表略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>二～六 (略)</p> <p>七 補聴援助用ラジオマイク(聴覚障害者の補聴を援助するための音</p>	周波数	空中線電力	備考	中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数であつて、九一六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式	(略)	(略)	方式	<p>一 テレメーター用、テレコントロール(電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。)用</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの</p> <table border="1" data-bbox="1178 826 1968 1114"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>空中線電力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心周波数が九一六MHz以上九二〇・四MHz以下の周波数であつて、九一六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの</td> <td>〇・〇〇一ワット以下</td> <td>単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(二)～(五) (表略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>二～六 (略)</p> <p>七 補聴援助用ラジオマイク(聴覚障害者の補聴を援助するための音</p>	周波数	空中線電力	備考	中心周波数が九一六MHz以上九二〇・四MHz以下の周波数であつて、九一六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式	(略)	(略)	方式
周波数	空中線電力	備考																	
中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数であつて、九一六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式																	
(略)	(略)	方式																	
周波数	空中線電力	備考																	
中心周波数が九一六MHz以上九二〇・四MHz以下の周波数であつて、九一六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式																	
(略)	(略)	方式																	

声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。) 用

1・2 (略)

3 占有周波数帯幅が三〇kHzを超え八〇kHz以下の無線設備

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F三E又は F八W	七五・二六二五 MHz以上七五・ 五二二五MHz以 下の周波数であ つて、七五・二 六二五MHz及び 七五・二六二五 MHzに六二・五 kHzの整数倍を 加えたもの並び に一六九・四三 七五MHz以上一 六九・七五MHz 以下の周波数で あつて、一六九 ・四三七五MHz 及び一六九・四 三七五MHzに六 二・五kHzの整	〇・〇ワット 以下	単向通信方 式又は同報 通信方式

声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。) 用

1・2 (略)

3 占有周波数帯幅が三〇kHzを超え八〇kHz以下の無線設備

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F三E又は F八W	七五・二六二五 MHz以上七五・ 五二二五MHz以 下の周波数であ つて、七五・二 六二五MHz及び 七五・二六二五 MHzに六二・五 kHzの整数倍を 加えたもの並び に一六九・四三 七五MHz以上一 六九・七五MHz 以下の周波数で あつて、一六九 ・四三七五MHz 及び一六九・四 三七五MHzに六 二・五kHzの整	〇・〇ワット 以下	単向通信方式 又は同報通信 方式

	の 数倍を加えたも		
--	--------------	--	--

八・九 (略)

十 移動体識別(設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。)用

1 (略)

2 周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの

(一) 周波数が九一六・七 MHz 以上九二三・五 MHz 以下のもの

ア・イ (略)

ウ 占有周波数帯幅の許容値が四〇〇 kHz を超え六〇〇 kHz 以下のもの (表略)

エ・オ (略)

(二) (略)

十一・十二 (略)

十三 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するものであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用

	の 数倍を加えたも		
--	--------------	--	--

八・九 (略)

十 移動体識別(設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。)用

1 (略)

2 周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの

(一) 周波数が九一六・七 MHz 以上九二三・五 MHz 以下のもの

ア・イ (略)

ウ 占有周波数帯幅の許容値が二〇〇 kHz を超え六〇〇 kHz 以下のもの (表略)

エ・オ (略)

(二) (略)

十一・十二 (略)

十三 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するものであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用

周波数	空中線電力	備考
10.525 GHz	0.01ワット以下	周波数の使用は屋内に限る。
14.15 GHz	0.01ワット以下	

十四 動物検知通報システム（国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいう。）用

周波数	空中線電力	備考
142.94 MHz	1ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式
142.95 MHz		
142.96 MHz		
142.97 MHz		
142.98 MHz		

周波数	空中線電力	備考
10.525 GHz	0.01ワット以下	周波数の使用は屋内に限る。
14.15 GHz	0.01ワット以下	

十四 動物検知通報システム（国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいう。）用

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F1D、F2D、A1D、M1D	142.94 MHz	0.01ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式
	142.95 MHz		
	142.96 MHz		
	142.97 MHz		
	142.98 MHz		
		等価等方輻射電力で100マイクロワット以下	単向通信方式又は同報通信方式